

2022年4月改正・施行

# パワハラ防止法・

改正前の準備・  
確認を！

# 個人情報保護法 セミナー

日時

2022年3月9日(水)  
10:00~11:30

会場

商工会議所 会議室及び  
WEB(Zoom)



## 第1部 パワハラ防止法



パワハラ防止法(2020年6月施行)が**2022年4月より中小企業にも義務化**されます。

また、男性の育児休業取得促進が叫ばれるなか、改正育児・介護休業法が公布され、2022年4月から段階的に施行、措置が義務化されます。今、企業として必要な情報と、ハラスメントにならないための知識を学びます。

- ・ハラスメントの判断基準と安全配慮義務
- ・パワハラ、セクハラ、マタハラ、ケアハラ
- ・事業主が講ずべき措置
- ・法的責任・裁判例・労災との関係
- ・LGBTについて ~ SOGIハラ

講師:

一般社団法人

名北労働基準協会

岩月 律子 氏



## 第2部 個人情報保護法

2022年4月1日より、施行される改正個人情報保護法(一部は既に施行済み)。同法では、**法人に対するペナルティの厳罰化や、個人情報漏えい時の報告・通知義務などが追加され、企業はより厳格に個人情報を扱う必要に迫られています。**

企業は具体的にどのような対策をとればいいのか等を説明します。

講師: あいおいニッセイ同和損害保険(株) 石田尚之 氏

対象 当所会員事業所 の労務管理担当者等

申込み 3月4日までに下記URLより申込ください。

参加費  
無料

お問合せ・申込み <https://forms.gle/oFRumeUhTdMpFeK87>

春日井商工会議所 運営課

TEL: 0568-81-4141 〒486-8511 春日井市鳥居松町5-45

